

令和5年度第2回 遠野市上下水道事業審議会資料

# 適切な下水道使用料水準について

令和5年9月26日（火）

遠野市環境整備部上下水道課

## 遠野市の下水道使用料体系（現行）

区分	排除汚水量（使用水量）	使用区分		
		一般用	浴場用	臨時用
<b>基本使用料</b> (1月につき)	<b>0m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで</b>	<b>1,442円</b>	1,442円	—
<b>従量使用料</b> (1 m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	<b>117円</b>	23円	188円
	20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	<b>128円</b>		
	30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	<b>138円</b>		
	40m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	<b>149円</b>		
	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	<b>159円</b>		
	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	<b>170円</b>		
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	<b>180円</b>		

# 県内14市の下水道使用料体系（使用水量20m<sup>3</sup>による比較）

（令和4年度）

市	消費税 計算	基本使用料	従量使用料		消費税額	計	1 m <sup>3</sup> 当たり 税込使用料	1 m <sup>3</sup> 当たり 税抜使用料
北上市	税込	1,742.40	1,672.00	(167.2円×10m <sup>3</sup> )		3,414	171	155
陸前高田市	税別	1,800	1,300	(130円×10m <sup>3</sup> )	310	3,410	171	155
久慈市	税込	1,771	1,530	(153円×10m <sup>3</sup> )		3,301	165	150
一関市	税別	1,000	2,000	(70円×10m <sup>3</sup> ) + (130円×10m <sup>3</sup> )	300	3,300	165	150
奥州市	税別	1,000	2,000	(80円×10m <sup>3</sup> ) + (120円×10m <sup>3</sup> )	300	3,300	165	150
釜石市	税別	1,300	1,700	(30円×10m <sup>3</sup> ) + (140円×10m <sup>3</sup> )	300	3,300	165	150
二戸市	税別	1,680	1,320	(132円×10m <sup>3</sup> )	300	3,300	165	150
宮古市	税込	1,650	1,430	(143円×10m <sup>3</sup> )		3,080	154	140
滝沢市	税込	1,133	1,925	(99円×5m <sup>3</sup> ) + (143円×10m <sup>3</sup> )		3,058	153	139
花巻市	税別	1,300	1,300	(130円×10m <sup>3</sup> )	260	2,860	143	130
八幡平市	税込	1,540	1,320	(132円×10m <sup>3</sup> )		2,860	143	130
大船渡市	税込	1,540	1,210	(121円×10m <sup>3</sup> )		2,750	138	125
<b>遠野市</b>	<b>税込</b>	<b>1,442</b>	<b>1,170</b>	<b>(117円×10m<sup>3</sup>)</b>		<b>2,612</b>	<b>131</b>	<b>119</b>
盛岡市	税込	995	1,460	(45円×10m <sup>3</sup> ) + (101円×10m <sup>3</sup> )		2,455	123	112

※久慈市は、令和6年1月1日から上記の額に改定。

# 今後の収支均衡の維持に必要な使用料水準の試算

第1回審議会での協議の内容を踏まえて、今後、下水道事業の経営が収支均衡を維持するために必要となる使用料水準を試算しました。

詳細な内容につきましては、別紙「下水道使用料必要水準検討シート」（A3版の資料）を御確認ください。

## ◇前提条件

**現行の一般会計からの繰入れは、今後も継続するものとする。**

- …①減価償却費 ②支払利息 ③人件費 ④赤字補填  
⑤施設更新に必要な資金確保のための出資（第1回資料の8ページ）

## ◇試算の方法

**使用水量20m<sup>3</sup>当たりの使用料水準を次の6段階に設定**し、それぞれの使用料水準を用いて、令和6年度から令和20年度までの収支過不足の見込額を試算しました。

- ①**3,300円**(税抜3,000円) ②**3,410円**(税抜3,100円) ③**3,520円**(税抜3,200円)  
④**3,630円**(税抜3,300円) ⑤**3,740円**(税抜3,400円) ⑥**3,850円**(税抜3,500円)

## 各使用料水準の試算に用いた使用料体系

使用料水準①（使用水量20m<sup>3</sup>当たり3,300円）の試算に係る使用料体系については、二戸市を参考としています。

また、使用料水準②から⑥までの使用料体系は、使用料水準①から順次、基本使用料に55円（税抜50円）、各従量使用料に5.5円（税抜5円）を加算したものを用いています。

使用料水準① 20m<sup>3</sup>当たり3,300円

区 分	排除汚水量 (使用水量)	使用区分
		一般用
基本使用料 (1月につき)	0m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	1,848円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	145.2円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	158.4円
	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	171.6円
	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	184.8円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	198.0円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	211.2円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	224.4円

使用料水準② 20m<sup>3</sup>当たり3,410円

区 分	排除汚水量 (使用水量)	使用区分
		一般用
基本使用料 (1月につき) (水準①+55円)	0m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	1,903円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき) (水準①+5.5円)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	150.7円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	163.9円
	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	177.1円
	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	190.3円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	203.5円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	216.7円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	229.9円

# 試算の結果

令和6年度以後、

**5年間**（令和10年度まで）の収支均衡の維持には **20m<sup>3</sup>当たり 3,520円** が必要  
**10年間**（令和15年度まで） // **20m<sup>3</sup>当たり 3,740円** が必要  
**15年間**（令和20年度まで） // **20m<sup>3</sup>当たり 3,850円** が必要

各使用料水準における使用料収入と収支過不足の見込額

(単位：万円)

使用料水準／年度	R6～R10	R6～R15	R6～R20
<b>水準① 3,300円</b> (税抜 3,000円)	8億7,880 <b>-4,458</b>	16億9,401 <b>-1億4,582</b>	24億4,360 <b>-3億1,867</b>
<b>水準② 3,410円</b> (税抜 3,100円)	8億9,587 <b>-2,751</b>	17億2,779 <b>-1億1,204</b>	24億9,332 <b>-2億6,895</b>
<b>水準③ 3,520円</b> (税抜 3,200円)	9億3,293 <b>955</b>	17億9,854 <b>-4,129</b>	25億9,467 <b>-1億6,761</b>
<b>水準④ 3,630円</b> (税抜 3,300円)	9億4,999 <b>2,661</b>	18億3,231 <b>-752</b>	26億4,434 <b>-1億1,793</b>
<b>水準⑤ 3,740円</b> (税抜 3,400円)	9億8,707 <b>6,369</b>	19億 308 <b>6,325</b>	27億4,570 <b>-1,657</b>
<b>水準⑥ 3,850円</b> (税抜 3,500円)	10億1,412 <b>9,074</b>	19億5,534 <b>1億1,551</b>	28億2,121 <b>5,894</b>

※上段：使用料収入見込額 下段：収支過不足見込額 (R6以後の累計額)

使用料水準③ 20m<sup>3</sup>当たり3,520円

区 分	排除汚水量 (使用水量)	使用区分
		一般用
基本使用料 (1月につき) (水準①+110円)	0m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	1,958円
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき) (水準①+11.0円)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	156.2円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	169.4円
	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	182.6円
	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	195.8円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	209.0円
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	222.2円
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	235.4円

## 今回審議いただく事項

今回お示しした「今後の収支均衡の維持に必要な使用料水準の試算」の結果と、前回までの協議の内容を踏まえて、**本市の下水道事業**についての「適切な下水道使用料の水準」について御審議いただき、審議会としての結論をまとめていただきたいと考えております。

## 今回協議いただく事項

審議会としての「適切な下水道使用料の水準」の結論をまとめていただいたのち、**その水準に基づく使用料収入を確保するために必要となる「適切な下水道使用料体系」**について、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。

## 参考資料

- ◇下水道使用料必要水準検討シート
- ◇使用水量別下水道使用料比較表